

平成 21 年 3 月期 第 2 四半期決算短信(非連結) 平成 20 年 11 月 14 日

会 社 名 株式会社 佐賀共栄銀行

コード番号 ー

(URL <http://www.kyogin.co.jp/>)

代 表 者 役職名 取締役頭取 氏名 山本 孝之
 問合せ先責任者 役職名 取締役総合企画部長 氏名 石橋 功治 TEL(0952)26-2161
 四半期報告書提出予定日 平成 20 年 11 月 28 日 特定取引勘定設置の有無 無

(百万円未満、小数点第 1 位未満は切捨て)

1. 平成 21 年 3 月期第 2 四半期(中間期)の業績(平成 20 年 4 月 1 日～平成 20 年 9 月 30 日)

(1)経営成績 (%表示は対前年中間期増減率)

	経常収益		経常利益		中間純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
20 年 9 月中間期	3,195	(△11.1)	167	(ー)	44	(△12.0)
19 年 9 月中間期	3,595	(7.8)	△155	(ー)	50	(△70.4)

	1 株当たり 中間純利益		潜在株式調整後 1 株当たり 中間純利益	
	円	銭	円	銭
20 年 9 月中間期	2	43	ー	ー
19 年 9 月中間期	2	73	ー	ー

(2)財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1 株当たり 純資産	単体自己資本比率 (国内基準)
	百万円	百万円	%	円 銭	(速報値) %
平成 20 年 9 月中間期	232,869	9,045	3.8	494 95	8.08
平成 20 年 3 月期	239,519	9,816	4.1	536 92	8.48

(参考) 自己資本 20 年 9 月中間期 9,045 百万円 20 年 3 月期 9,816 百万円

(注)「自己資本比率」は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

(注)「単体自己資本比率(国内基準)」は、「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成 18 年金融庁告示第 19 号)」に基づき算出しております。

2. 配当の状況

(基準日)	1 株当たり配当金				
	第 1 四半期末	第 2 四半期末	第 3 四半期末	期 末	年 間
平成 20 年 3 月期	ー	円 銭 2 50	ー	円 銭 3 00	円 銭 5 50
平成 21 年 3 月期	ー	円 銭 2 50	ー	円 銭 3 00	円 銭 5 50
平成 21 年 3 月期 (予想)	ー	ー	ー	円 銭 3 00	円 銭 5 50

(注)配当予想の当四半期における修正の有無 無

3. 平成 21 年 3 月期の業績予想(平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日)

(%表示は、通期は対前期増減率)

	経常収益		経常利益		当期純利益	1 株当たり当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	円 銭
通 期	6,500	(△7.5)	240	(63.3)	130 (△45.8)	7 11

(注)業績予想数値の当四半期における修正の有無 無

4. その他

(1)中間財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更

(中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されるもの)

① 会計基準等の改正に伴う変更 有

② ①以外の変更 無

(注) 詳細は、3 ページ【定性的情報・財務諸表等】4.その他をご覧ください。

(2)発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む) 20年9月中間期 18,352,500株 20年3月期 18,352,500株

② 期末自己株式数 20年9月中間期 77,524株 20年3月期 69,696株

③ 期中平均株式数(中間期) 20年9月中間期 18,280,174株 19年9月中間期 18,291,788株

※業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

1.上記の予想は、本資料の発表日現在において入手可能な情報により作成しておりますが、実際の業績は、今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性があります。

2.当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間財務諸表を作成しております。

【定性的情報・財務諸表等】

1. 経営成績に関する定性的情報

当中間期のわが国経済は、原油・原材料価格の高騰に加え、米国における金融不安の高まりや株式・為替市場の変動の影響等から企業の経営環境や個人の消費者マインドが悪化、先行きの不透明感も増して景気の減速感が強まりました。

県内経済についても同様で、特に原油・原材料価格高が企業業績等に影響を与え、景況感が悪化しました。

このような経営環境の中、当中間期の経営成績は以下の通りとなりました。

損益につきましては、経常収益は株式等売却益や資金運用収益、役員取引等収益等の減少により、前年同期比 4 億円減少して 31 億 9 千 5 百万円となりました。

経常費用は、株式等償却が増加したものの業務費用及び個別貸倒引当金繰入額が減少したことにより、前年同期比 7 億 2 千 3 百万円減少して 30 億 2 千 7 百万円となりました。

この結果、経常利益は前年同期比 3 億 2 千 2 百万円増加の 1 億 6 千 7 百万円となりました。

また、中間純利益は前年同期比 6 百万円減少して 4 千 4 百万円となりました。

2. 財政状態に関する定性的情報

預金は、「貯蓄から投資へ」の流れの中で個人預金が減少したことから、前事業年度末比 9 億 3 千 4 百万円減少して 2,196 億 1 千 2 百万円となりました。

貸出金は、製造業向け融資や住宅ローンは堅調に増加した一方で、実質公債費比率の圧縮に努めている地方公共団体への融資や経営環境が悪化している建設業等への融資残高が減少したことにより、前事業年度末比 22 億 8 千 1 百万円減少して 1,727 億 6 百万円となりました。

有価証券は、国債及び社債を中心に安定収益確保に努めるとともに、市場の動向に留意しながら効率的な資金運用に努めましたが、前事業年度末比 75 億 4 千万円減少して 475 億 2 千万円となりました。

こうした結果、総資産は前事業年度末比 66 億 5 千万円減少して 2,328 億 6 千 9 百万円、純資産は前事業年度末比 7 億 7 千 1 百万円減少して 90 億 4 千 5 百万円となりました。

3. 業績予想に関する定性的情報

平成 21 年 3 月期通期業績予想につきましては、平成 20 年 5 月 15 日公表の数値から変更はありません。

4. その他

(1) 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されるもの

10 ページの【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】に記載しております。

(2) 記載金額の表示

中間財務諸表における記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

5. 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
現金預け金	9,363	6,139
商品有価証券	5	1
有価証券	47,520	55,060
貸出金	172,706	174,987
その他資産	588	598
有形固定資産	4,671	4,580
無形固定資産	93	93
繰延税金資産	2,071	2,188
支払承諾見返	795	779
貸倒引当金	△4,947	△4,909
資産合計	232,869	239,519
負債の部		
預金	219,612	220,546
コールマネー	—	5,000
社債	1,000	1,000
その他負債	812	778
未払法人税等	14	17
その他の負債	798	760
賞与引当金	59	87
退職給付引当金	572	558
役員退職慰労引当金	129	114
睡眠預金払戻損失引当金	63	59
再評価に係る繰延税金負債	779	779
支払承諾	795	779
負債合計	223,824	229,703
純資産の部		
資本金	2,100	2,100
資本剰余金	679	679
資本準備金	679	679
利益剰余金	7,883	7,893
利益準備金	606	595
その他利益剰余金	7,277	7,298
別途積立金	7,177	7,046
繰越利益剰余金	99	252
自己株式	△38	△34
株主資本合計	10,624	10,638
その他有価証券評価差額金	△2,512	△1,755
土地再評価差額金	933	933
評価・換算差額等合計	△1,579	△821
純資産合計	9,045	9,816
負債純資産合計	232,869	239,519

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
経常収益	3,595	3,195
資金運用収益	2,868	2,717
貸出金利息	2,447	2,332
有価証券利息配当金	408	382
役務取引等収益	398	322
その他業務収益	72	108
その他経常収益	256	47
経常費用	3,750	3,027
資金調達費用	403	376
預金利息	385	355
役務取引等費用	301	248
その他業務費用	13	1
営業経費	2,163	1,962
その他経常費用	868	437
経常利益又は経常損失(△)	△155	167
特別損失	69	0
固定資産処分損	3	0
減損損失	10	—
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	56	—
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	△224	167
法人税、住民税及び事業税	6	6
法人税等調整額	△281	116
中間純利益	50	44

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,100	2,100
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	2,100	2,100
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	679	679
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	679	679
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	574	595
当中間期変動額		
利益準備金の積立	11	11
当中間期変動額合計	11	11
当中間期末残高	585	606
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	6,763	7,046
当中間期変動額		
別途積立金の積立	283	131
当中間期変動額合計	283	131
当中間期末残高	7,046	7,177
繰越利益剰余金		
前期末残高	415	252
当中間期変動額		
利益準備金の積立	△11	△11
別途積立金の積立	△283	△131
剰余金の配当	△54	△54
中間純利益	50	44
当中間期変動額合計	△298	△152
当中間期末残高	116	99
利益剰余金合計		
前期末残高	7,754	7,893
当中間期変動額		
剰余金の配当	△54	△54
中間純利益	50	44
当中間期変動額合計	△4	△10
当中間期末残高	7,749	7,883
自己株式		
前期末残高	△29	△34
当中間期変動額		
自己株式の取得	△1	△3
当中間期変動額合計	△1	△3
当中間期末残高	△31	△38
株主資本合計		
前期末残高	10,503	10,638
当中間期変動額		
剰余金の配当	△54	△54
中間純利益	50	44
自己株式の取得	△1	△3
当中間期変動額合計	△6	△13
当中間期末残高	10,497	10,624

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△313	△1,755
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△901	△757
当中間期変動額合計	△901	△757
当中間期末残高	△1,215	△2,512
土地再評価差額金		
前期末残高	933	933
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	933	933
評価・換算差額等合計		
前期末残高	619	△821
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△901	△757
当中間期変動額合計	△901	△757
当中間期末残高	△281	△1,579
純資産合計		
前期末残高	11,122	9,816
当中間期変動額		
剰余金の配当	△54	△54
中間純利益	50	44
自己株式の取得	△1	△3
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△901	△757
当中間期変動額合計	△907	△771
当中間期末残高	10,215	9,045

(4) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	△224	167
減価償却費	85	79
減損損失	10	—
貸倒引当金の増減(△)	445	38
賞与引当金の増減額(△は減少)	△0	△28
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△8	—
退職給付引当金の増減額(△は減少)	9	13
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△27	14
睡眠預金払戻損失引当金の増減額(△は減少)	64	3
資金運用収益	△2,868	△2,717
資金調達費用	403	376
有価証券関係損益(△)	△233	21
為替差損益(△は益)	△0	△0
固定資産処分損益(△は益)	3	0
貸出金の純増(△)減	1,061	2,280
預金の純増減(△)	△1,652	△933
コールマネー等の純増減(△)	—	△5,000
資金運用による収入	2,828	2,697
資金調達による支出	△279	△316
その他	94	14
小計	△289	△3,285
法人税等の支払額	△11	△12
営業活動によるキャッシュ・フロー	△300	△3,298
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△9,655	△3,051
有価証券の売却による収入	7,813	112
有価証券の償還による収入	2,238	9,691
有形固定資産の取得による支出	△71	△149
無形固定資産の取得による支出	△21	△21
投資活動によるキャッシュ・フロー	303	6,580
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△1	△3
配当金の支払額	△55	△54
財務活動によるキャッシュ・フロー	△56	△58
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△54	3,223
現金及び現金同等物の期首残高	8,336	6,137
現金及び現金同等物の中間期末残高	8,282	9,361

【継続企業の前提に関する注記】

当第 2 四半期会計期間（自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日）
該当事項はありません。

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式については、中間決算期末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のある株式以外については、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>また、売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価格を時価としております。なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、有価証券及びその他有価証券評価差額金が478百万円増加しております。</p>
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～47年 動産：3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。 なお、当中間会計期間においては、リース資産を取得していないため、減価償却は行っておりません。</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。</p>

	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(490百万円厚生年金基金代行返上後)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>
	<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
	<p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てしております。</p>
5. リース取引の処理方法	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>
6. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税は当中間期の費用に計上しております。</p>

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
(リース取引に関する会計基準)	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間財務諸表に与える影響はありません。</p>

【注記事項】

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
1. 貸出金のうち、破綻先債権額は763百万円、延滞債権額は10,019百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	
2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は51百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,541百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。	
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は13,375百万円であります。 なお、1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	
5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,414百万円であります。	
6. 担保に供している資産は次のとおりであります。 為替決済、日銀取引等の取引の担保として有価証券10,036百万円、県及び市町の水道事業に係る収納事務の担保として定期預金2百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は41百万円あります。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形の額面金額はありません。	
7. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、16,350百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のものが9,897百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	
8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が公表した方法により算定した価額に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	1,087百万円
9. 有形固定資産の減価償却累計額	2,850百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額	203百万円
11. 社債は、劣後特約付社債1,000百万円あります。	
12. 1株当たりの純資産額	494円95銭

当中間会計期間末 (平成20年9月30日)
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は70百万円であります。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1. その他経常費用には、債権売却損9百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 2円43銭

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	18,352	—	—	18,352	
合 計	18,352	—	—	18,352	
自己株式					
普通株式	69	7	—	77	(注)
合 計	69	7	—	77	

(注) 普通株式の自己株式の増加 7千株は単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

当中間会計期間中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	54	利益剰余金	3.0	平成20年3月31日	平成20年6月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年11月25日 取締役会	普通株式	45	利益剰余金	2.5	平成20年9月30日	平成20年12月10日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行等への預け金であります。
2. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。
現金預け金勘定 9,363百万円
定期預け金 <u>△2百万円</u>
現金及び現金同等物 9,361百万円

(有価証券関係)

- ※ 1. 中間貸借対照表の「有価証券」のほか「商品有価証券」を含めて記載しております。
 ※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、該当ありません。

I 前中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成 19 年 9 月 30 日現在)

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	900	910	10
その他	3,302	2,961	△340
合計	4,202	3,872	△329

(注) 時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの (平成 19 年 9 月 30 日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	2,760	2,279	△480
債券	43,375	42,988	△386
国債	21,436	21,115	△320
地方債	4,339	4,317	△22
短期社債	—	—	—
社債	17,599	17,556	△43
その他	6,915	6,567	△347
合計	53,051	51,836	△1,215

(注) 中間貸借対照表計上額は、株式については当中間期末前 1 カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額 (平成 19 年 9 月 30 日現在)

内 容	金 額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	155
出資証券	23

II 当中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	900	904	4
その他	3,306	2,925	△380
合計	4,206	3,829	△376

(注) 時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	3,379	2,547	△831
債券	34,330	33,750	△579
国債	8,727	8,697	△29
地方債	3,793	3,775	△18
社債	21,809	21,277	△531
その他	7,868	6,767	△1,101
合計	45,578	43,066	△2,512

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、株式については当中間期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、130百万円(うち、株式128百万円、その他1百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末時の時価の下落率が簿価の30%以上であるものを対象としております。時価の下落率が簿価の50%以上である場合は、時価が「著しく下落した」ときに該当することとして減損処理を行っております。また、時価の下落率が30%以上50%未満である場合は回復可能性の判定を行い、減損処理を行っております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

内 容	金 額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	155
出資証券	23
私募債	70

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成 20 年 9 月 30 日現在)
該当事項なし。
2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成 20 年 9 月 30 日現在)
該当事項なし。